

令和 3 年 9 月 吉日

保護者 様

春日部市立粕壁小学校
校 長 鹿 間 聡

学校で児童や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

保護者の皆様には日頃より本校教育にご支援ご協力をいただき有難うございます。

さて、標記の件につきまして、春日部市教育委員会の指示により、当面の臨時休業等の目安として、下記により対応いたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業について

(1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当する場合は、学級閉鎖を実施することを基本とする。期間は、**5 日程度を目安とする**。

学級閉鎖の実施基準	
同一学級内に、2 名以上の陽性者が発生した場合	
陽性者が 1 名であっても、次のいずれかに該当する場合	周囲に未診断の風邪等症状を有する者が複数いる場合
	濃厚接触者相当の者（※1）が複数いる場合

（※1）裏面「2（2）濃厚接触者相当の者の特定」参照

学級閉鎖期間中に、有症状者や濃厚接触者相当の者の確認を進めるとともに、新たな陽性者が複数発生した場合は、期間を延長する。

ただし、学校に 2 週間以上学校に来ていない者の発症は除く。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖を行う。

(3) 臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は学校閉鎖を行う。

(4) 臨時休業の解除（授業の再開）

出席停止が適当と考えられる児童を除き、学校医の助言も踏まえ授業を再開する。

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

	対象者	期間
①	陽性が判明した者（以下、「陽性者」という。）	治癒するまでの間
②	同居の家族等の濃厚接触者に特定された者	保健所の指示による
③	陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる者 （以下、「濃厚接触者相当の者」という。）	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から14日間
④	発熱等の風邪症状がみられる者 （①～③に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診を推奨）
⑤	同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者 （当該家族が陽性者に該当しない場合に限る）	原則、当該家族の症状が改善するまで

上記に該当する児童及び教職員が確認された場合は、出席停止。

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

当面の間、学校においては学校医の助言等も参考としながら、以下のいずれかに該当する児童等を「濃厚接触者相当の者」として特定する。

- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

(3) 感染、または感染の可能性が疑われる場合の対応

- ・お子様及びご家族の感染（陽性）が確認された場合、及びPCR検査を受けた場合は、学校にお知らせください。
- ・最近の感染者数の増加により、保健所による濃厚接触者の特定に時間がかかる、または特定を行わない場合があります。お子様の陽性が確認された場合で、行動を共にしていた友だち等がいた場合、関係保護者への連絡についても、保護者の方にお問い合わせいたします。